

令和元年10月1日から水銀ごみは拠点回収のみの回収となります

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づき、蛍光管等の水銀使用廃製品は適正に処理を行う必要があります。

本市では、平成31年4月1日から市内の市民センターなど11箇所において、水銀を使用した蛍光管、体温計、温度計、血圧計の拠点回収を始めています。

これら4品目につきましては、令和元年10月1日から、「燃やさないごみ」では回収せず、拠点回収のみとなりますのでご注意ください。

なお、令和元年9月30日までは、これら4品目は「燃やさないごみ」でも排出することができます。



【回収品目】

- ・蛍光管（直管型、環型、電球型）

LEDランプ、白熱電球、ハロゲン電球、グロー球は対象外です。「燃やさないごみ」として出してください。

※ 蛍光管が割れている場合は「燃やさないごみ」として出してください。

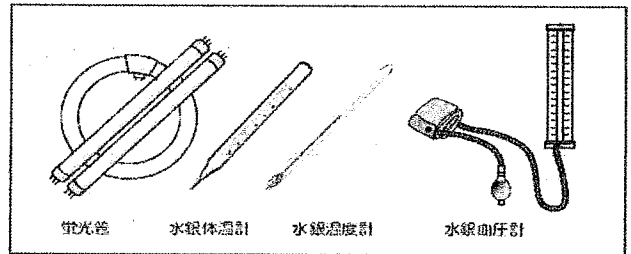
※ 蛍光管は買い替えの際、購入店でも引き取ってもらえます。

- ・水銀体温計
- ・水銀温度計
- ・水銀血圧計

デジタル化したものは対象外です。

「燃やさないごみ」として出してください。

【拠点回収箇所】



施設名	施設名
市役所本庁舎	広野市民センター
総合福祉保健センター	ふれあいと創造の里
さんだ市民センター	万寿の市民センター
有馬富士共生センター	ウッディタウン市民センター
高平ふるさと交流センター	グリーンセンター
藍市民センター	

※割れないように専用ボックスに入れてください。なお、割れたものは、「燃やさないごみ」として地域のごみステーションに排出してください。

事業所（飲食店や店舗、事務所、病院など）から出る水銀ごみは、拠点回収に出せません。事業系ごみの搬出方法をご確認のうえ、適正に処理してください。

市民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、三田市クリーンセンターまでお問い合わせください。
TEL079-563-5551 FAX079-563-6672